に改める。

第二十七条　平成十六年経過措置政令の一部を次のように改正する。

第三十四条第二項第一号中「の申出」の下に「（同条第五項の規定により同条第一項の申出があったものとみなされた場合にあっては、当該申出を含む。）」を加える。

（国民年金法による改定率の改定等に関する政令の一部改正）

第二十八条　国民年金法による改定率の改定等に関する政令（平成十七年政令第九十二号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「及び同法附則第十一条第一項各号の支給停止調整変更額」を削り、同条第二項を削る。

（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令の一部改正）

第二十九条　社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（平成十九年政令第三百四十七号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「厚生年金保険法第四十三条第三項」を「厚生年金保険法第四十三条第二項の規定によりその額の改定が行われたものである場合にあっては当該改定に係る同項に規定する基準日の属する月以後、同条第三項」に改める。

時の標準報酬の改定又は決定に係る三号分にお	法にお
法による標準報酬の改定又は決定に係る三号分にお	法にお
法による標準報酬の改定又は決定に係る三号分にお	法にお
法による標準報酬の改定又は決定に係る三号分にお	法にお

を

三　六十五歳未満の被保険者である旧船員保険法による老齢年金等の受給権者について、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百七号）第百十六条第一項の規定により読み替えられた旧船員保険法（以下この項において「旧船員保険法」という。）第三十八条ノ二第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による改定が行われた後、更に被保険者の資格を取得し、かつ、その改定が行われた月前の被保険者期間（同号に係る部分に限る。）について、三号分割時の標準報酬の改定等が行われた場合（次号及び第六号に掲げる場合を除く。）　六十五歳以上の被保険者である旧船員保険法による老齢年金等の受給権者について、読替え後の旧船員保険法第三十八条ノ二第一項（第一